

銚田市難病患者福祉手当支給制度について

銚田市では、「難病患者福祉手当」を支給しております。

◇対象となる方

銚田市に住所を有する方で、茨城県から交付されている「指定難病特定医療費受給者証」「一般特定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾病医療受給者証」「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」のいずれかをお持ちの方。（生活保護を受けている方は対象になりません。）

◇手当額

年額24,000円（毎年9月及び3月の2期に分割して支給）
新規申請の場合、申請月の翌月からの分を年額から換算し、支給します。
なお、途中の月で支給事由が消滅した場合、消滅した月までの分を年額から換算し、支給します。

◇申請期間

年間を通し、申請が可能です。※支給開始は申請月の翌月からになります。
現在、受給されている方には、受給資格等現況届を郵送いたしますので、当年度の更新の手続きが済み、新たに発行された上記受給者証と共に、提出してください。

◇申請時に必要な書類等

- ・茨城県から交付されている上記の受給者証
- ・難病患者本人の預金通帳（振込先口座を確認するため）
- ・印鑑

※申請者が保護者の場合は、保護者であることを証明できるものがが必要です。



〈申請先〉

銚田市福祉事務所 社会福祉課
旭市民センター総合窓口
大洋市民センター総合窓口

〈問合せ先〉

銚田市福祉事務所 社会福祉課
TEL0291-36-7920